

仲介人に関する規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備考
仲介人に関する規則	仲介人に関する規則	
（中略）	（中略）	
第3条 〔仲介人登録〕	第3条 〔仲介人登録〕	
1. 仲介人となろうとする者は、 <u>選手又はクラブとの仲介人契約の締結に先立ち</u> 、本協会が定める仲介人宣誓書及び登録申請書に記入及び署名し、本協会に提出し、仲介人として登録されなければならない（以下、「仲介人登録」という）。	1. 仲介人となろうとする者は、本協会が定める仲介人宣誓書及び登録申請書に記入及び署名し、本協会に提出し、仲介人として登録されなければならない（以下、「仲介人登録」という）。	適正化
	<u>2. 仲介人になろうとする者が法人（その他団体を含む）の業務として仲介人の活動を行う場合（雇用契約、委託契約等を問わない）、同人の登録と同時に、当該法人（以下、「所属する法人」という。）は本協会に登録しなければならない。当該法人は同人の仲介人活動を管理監督する義務を負う。</u>	仲介人が所属法人の業務として仲介人活動を行う場合、法人の登録を義務付ける
	<u>3. 仲介人は、原則として、選手又はクラブとの仲介人契約の締結に先立ち、仲介人登録されなければならない。</u>	適正化
2. 仲介人登録の有効期間は、登録日より当該年度の末日（3月31日）までとする。有効期間満了後は、仲介人登録を再度申請し、登録されなければならない。	4. 仲介人登録の有効期間は、登録日より当該年度の末日（3月31日）までとする。有効期間満了後は、仲介人登録を再度申請し、登録されなければならない。	
3. 仲介人登録のための手数料は、以下のとおりとする。	5. 仲介人登録のための手数料は、以下のとおりとする。	
初回の登録： 一年度あたり10万円（税別）	初回の登録： 一年度あたり10万円（税別）	
次年度以降の登録： 一年度あたり3万円（税別）	次年度以降の登録： 一年度あたり3万円（税別）	
4. 以下の各号に該当する者は、仲介人登録をすることができない。	6. 以下の各号に該当する者は、仲介人登録をすることができない。	
(1) F I F A、大陸連盟、本協会、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者	(1) F I F A、大陸連盟、本協会、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟、 <u>（外国における同様の組織を含む）</u> の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者	適正化

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者	(2) 禁錮以上の刑に処せられた者	
(3) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者	(3) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者	
(4) 刑罰法規に抵触する行為（過失犯及び交通法令違反を除く）を行なった者	(4) 刑罰法規に抵触する行為（過失犯及び交通法令違反を除く）を行なった者	
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者	
(6) 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者	(6) 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者	
(7) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者	(7) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者	
(8) 米国財務省外国資産管理局（OFAC）SDNリスト、国連統合リスト及びその他政府機関等の制裁リストに掲載がある者	(8) 米国財務省外国資産管理局（OFAC）SDNリスト、国連統合リスト及びその他政府機関等の制裁リストに掲載がある者	
(9) 前各号のほか、選手又はクラブのために交渉する者として相応しくないと本協会が認めた者	(9) 前各号のほか、選手又はクラブのために交渉する者として相応しくないと本協会が認めた者	
<u>5.</u> 仲介人が、仲介人登録後に前項各号に該当した場合、本協会は、何らの催告を要せずに、同人の登録を抹消するものとする。	<u>7.</u> 仲介人が、仲介人登録後に前項各号に該当した場合、本協会は、何らの催告を要せずに、同人の登録を抹消するものとする。	
<u>6.</u> 本協会は、本条に定める仲介人登録の申請をした者に対して、登録の完了又は拒絶を通知するものとする。ただし、本協会が登録を拒絶した場合であっても、本協会はその理由を通知しないものとし、また、仲介人は何らの異議も申し立てることはできない	<u>8.</u> 本協会は、本条に定める仲介人登録の申請をした者に対して、登録の完了又は拒絶を通知するものとする。ただし、本協会が登録を拒絶した場合であっても、本協会はその理由を通知しないものとし、また、仲介人は何らの異議も申し立てることはできない	
第4条 〔個別登録〕	第4条 〔個別登録〕	
1. 選手及びクラブは、仲介人が個別の取引に関与する毎に、次項以下に従い、本協会に登録しなければならない（以下、「個別登録」という。）。	1. 選手及びクラブは、仲介人が個別の取引に関与する毎に、次項以下に従い、本協会に登録しなければならない（以下、「個別登録」という。）。	
2. 個別登録は、仲介人登録が完了している場合のみなされるものとする。	2. 個別登録は、仲介人登録が完了している場合のみなされるものとする。	

<p>3. 本規則第1条1項1号に該当する取引に仲介人を利用する選手又はクラブは、当該取引（選手契約）の締結後速やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された選手契約書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。現在所属するクラブとの選手契約の再交渉に仲介人を利用する選手又はクラブも、同様にこれらの提出義務を負う。</p>	<p>3. 本規則第1条1項1号に該当する取引に仲介人を利用する選手又はクラブは、当該取引（選手契約）の締結後速やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された選手契約書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。現在所属するクラブとの選手契約の再交渉に仲介人を利用する選手又はクラブも、同様にこれらの提出義務を負う。</p>	
<p>4. 本規則第1条1項2号に該当する取引に仲介人を利用するクラブは、当該取引（移籍合意）の締結後速やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された移籍合意書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。</p>	<p>4. 本規則第1条1項2号に該当する取引に仲介人を利用するクラブは、当該取引（移籍合意）の締結後速やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された移籍合意書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。</p>	
<p>5. 本条に定める選手及びクラブによる個別登録は、取引が生じる毎に行われなければならない。</p>	<p>5. 本条に定める選手及びクラブによる個別登録は、取引が生じる毎に行われなければならない。</p>	
	<p>6. 仲介人は、当該選手又はクラブに代わり本条に定める個別登録に関する手続きを行うことができる。</p>	<p>実態に合わせる。ただし、手続き懈怠等の責任はあくまでも使用者側（選手又はクラブ）が負う</p>
<p>6. 本条に定める個別登録に関する手続きは、本協会が別途定める「仲介人の登録に関する運用基準」に従うものとする。</p>	<p>7. 本条に定める個別登録に関する手続きは、本協会が別途定める「仲介人の登録に関する運用基準」に従うものとする。</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>第8条 【開示と公表】</p>	<p>第8条 【開示と公表】</p>	
<p>1. 選手及びクラブは、本協会に対し、仲介人に支払った又は支払う予定の、すべての合意済みの報酬について、その性質を問わず詳細を開示しなければならない。加えて、選手及びクラブは、<u>本協会に対し</u>、本協会、Jリーグ、各国協会、大陸連盟及びFIFAによる調査のために、本規則により開示を義務付けられる仲介人契約以外に、<u>本規則に定める仲介人に関する契約書、合意書及び記録</u>を要請に応じて開示しなければならない。選手、クラブ及び仲介人は、これらの情報及び文書の開示を妨げないよう合意しなければならない。</p>	<p>1. 選手及びクラブは、本協会に対し、仲介人に支払った又は支払う予定の、すべての合意済みの報酬について、その性質を問わず詳細を開示しなければならない。加えて、選手及びクラブは、本協会、Jリーグ、各国協会、大陸連盟及びFIFAによる調査のために、本規則により開示を義務付けられる仲介人契約以外に、<u>仲介人又は同人が所属する法人との間で締結した契約書、合意書、その他関連文書、記録及び情報を、本協会からの要請に応じて開示</u>しなければならない。選手、クラブ、仲介人及び同人が所属する法人は、これらの文書及び情報を開示するよう合意しなければならない。</p>	<p>適正化</p>
	<p>2. 仲介人及び同人が所属する法人は、前項に定める開示義務を、選手又はクラブと連帯して負うものとする。</p>	<p>適正化</p>

<p>2. 選手及びクラブは、選手の登録のために、前項に定めるすべての関連書類を選手契約書又は移籍合意書に添付するものとする。選手及びクラブは、取引において仲介人を利用した場合、締結された選手契約書又は移籍合意書に当該仲介人の氏名及び署名を記載するものとする。</p>	<p>3. 選手及びクラブは、選手の登録のために、前項に定めるすべての関連書類を選手契約書又は移籍合意書に添付するものとする。選手及びクラブは、取引において仲介人を利用した場合、締結された選手契約書又は移籍合意書に当該仲介人の氏名及び署名を記載するものとする。</p>	
<p>3. 本協会は、毎年3月末に、個別登録された仲介人の氏名、各仲介人が関与した個々の取引、選手及びクラブが仲介人に実際に支払ったすべての報酬の合計金額を、本協会の公式ウェブサイトで公表するものとする。なお、公表すべき報酬の合計金額は、本協会に登録されたすべての選手が仲介人に支払った報酬の総額と各クラブが仲介人に支払った報酬のクラブごとの総額とする。</p>	<p>4. 本協会は、毎年3月末に、個別登録された仲介人の氏名、各仲介人が関与した個々の取引、選手及びクラブが仲介人に実際に支払ったすべての報酬の合計金額を、本協会の公式ウェブサイトで公表するものとする。なお、公表すべき報酬の合計金額は、本協会に登録されたすべての選手が仲介人に支払った報酬の総額と各クラブが仲介人に支払った報酬のクラブごとの総額とする。</p>	
<p>4. 本協会は、本規則に違反する取引に関する一切の情報を公開することができる。</p>	<p>5. 本協会は、本規則に違反する取引に関する一切の情報を公開することができる。</p>	
(中略)	(中略)	
(中略)	(中略)	
(中略)	(中略)	
<p>第12条 〔監督等との代理契約等に関する特別規定〕</p>	<p>第12条 〔監督等との代理契約等に関する特別規定〕</p>	
<p>1. クラブの監督、コーチ又は役職員（以下、「監督等」という。）が仲介人又は同人が所属する法人と代理契約、マネージメント契約又はその他の契約を締結し、又は既に締結している場合、当該監督等及び仲介人は、本協会に対し、速やかに当該契約関係を報告しなければならない。</p>	<p>1. クラブ（<u>日本又は外国の全てのカテゴリーの代表チームを含む。</u>）の監督、コーチ又は役職員（以下、「監督等」という。）が仲介人又は同人が所属する法人と代理契約、マネージメント契約又はその他の契約を締結し、又は既に締結している場合、当該監督等及び仲介人は、本協会に対し、速やかに当該契約関係を報告しなければならない。</p>	<p>代表チームの監督等の場合も対象となることを明記</p>
<p>2. 仲介人、同人と同一の法人に属する他の仲介人又は同人が所属する法人が、クラブの監督等と何らかの契約を締結している場合、当該仲介人は、選手のためにする同クラブとの契約交渉において、当該契約の存在を理由に、不当な影響力を行使してはならず、又は、選手に対し、当該契約の存在を理由に同人との仲介人契約の締結を誘引してはならない。</p>	<p>2. 仲介人、同人と同一の法人に属する他の仲介人又は同人が所属する法人が、クラブの監督等と何らかの契約を締結している場合、当該仲介人は、選手のためにする同クラブとの契約交渉において、当該契約の存在を理由に、不当な影響力を行使してはならず、又は、選手に対し、当該契約の存在を理由に同人との仲介人契約の締結を誘引してはならない。</p>	<p>誤植の訂正</p>
(中略)	(中略)	
(中略)	(中略)	
(中略)	(中略)	
<p>第13条 〔懲罰〕</p>	<p>第13条 〔懲罰〕</p>	

<p>1. 本協会規律委員会は、仲介人に関するあらゆる事項に関し、本規則、本協会の諸規則、その他本協会の指示・命令等に違反し又はこれらを遵守しなかった選手、クラブ、仲介人及び監督等に対して、司法機関組織運営規則、懲罰規程及び本規則に従い、懲罰を科すことができる。</p>	<p>1. 本協会規律委員会は、仲介人に関するあらゆる事項に関し、本規則、本協会の諸規則、その他本協会の指示・命令等に違反し又はこれらを遵守しなかった選手、クラブ、仲介人及び監督等に対して、司法機関組織運営規則、懲罰規程及び本規則に従い、懲罰を科すことができる。</p>	
	<p><u>2. 前項に関し、仲介人がその所属する法人の業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属する法人に対しても懲罰を科すことができる。ただし、その法人に過失がなかったときは、この限りではない。</u></p>	<p>仲介人に規則違反があった場合、仲介人（個人）に加え、同人が所属する法人も懲罰の対象とする</p>
<p>2. 本協会は、仲介人に懲罰を科した場合、これを公表するものとする。また、当該懲罰の効力を全世界に拡張するため、本協会はFIFAにこれを通知するものとする。</p>	<p>3. 本協会は、仲介人に懲罰を科した場合、これを公表するものとする。また、当該懲罰の効力を全世界に拡張するため、本協会はFIFAにこれを通知するものとする。</p>	
<p>3. 仲介人は、本規則に定める仲介人登録により、本協会の管轄に服するものとする。</p>	<p>4. 仲介人及び同人が所属する法人は、本規則に定める仲介人登録により、本協会の管轄に服するものとする。</p>	
<p>4. 本協会事務局は、本協会の規律委員会に対して、いつでも、仲介人の懲罰に関する調査及び審議を依頼することができるものとする。</p>	<p>5. 本協会事務局は、本協会の規律委員会に対して、いつでも、仲介人の懲罰に関する調査及び審議を依頼することができるものとする。</p>	
<p>5. 規律委員会は、前項に定める本協会事務局による依頼を受けるか、又は、その職権により、仲介人の懲罰に関する調査及び審議を開始するものとする。</p>	<p>6. 規律委員会は、前項に定める本協会事務局による依頼を受けるか、又は、その職権により、仲介人の懲罰に関する調査及び審議を開始するものとする。</p>	
<p>6. 本協会事務局は、本条第1項に該当する、又は、該当することが疑われる選手、クラブ、仲介人及び監督等に対し、警告を発する等して是正を求めることができる。本協会事務局は、仲介人による違反行為又は不遵守が明白かつ重大な場合は、規律委員会の決定までの期間について、同仲介人に対して暫定的な活動停止を命じることができる。</p>	<p>7. 本協会事務局は、本条第1項に該当する、又は、該当することが疑われる選手、クラブ、仲介人、<u>同人が所属する法人</u>及び監督等に対し、警告を発する等して是正を求めることができる。本協会事務局は、仲介人による違反行為又は不遵守が明白かつ重大な場合は、規律委員会の決定までの期間について、同仲介人に対して暫定的な活動停止を命じることができる。</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>[改正]</p>	<p>[改正]</p>	
	<p><u>2019年 1月16日</u></p>	